

○ 委員長報告

12月定例会本会議で報告されたスポーツ文教警察委員長報告は、以下のとおりです。

平成30年12月定例会

スポーツ文教警察委員長報告

報告いたします。

当委員会に付託されました議案の審査結果は、お手元に配付されております委員会審査報告書のとおりでありまして、いずれも原案のとおり可決決定されました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

まず第1点は、指定管理者の指定についてであります。

このことについて一部の委員から、全ての施設で現在の指定管理者が次期指定管理候補者となっており、経験を生かして、より良い施設運営がなされることを期待するが、これまでの問題点や改善点はないのかとただしたのであります。

これに対し理事者から、スポーツ施設では、コンサート等の大型イベントを誘致する際にスポーツ大会との日程調整などが課題となるが、効率的な運営に向けて、指定管理者と連携して取り組んでいきたい。

また、学芸業務を県が担っている施設では、双方の業務の円滑化に取り組むなど、各施設において、県と指定管理者で連携を図っている。

さらに、指定管理者制度により、サービスの向上が図られていると考えるが、現状に甘んじることなく、時代に即した積極的な事業展開を行うよう指導している旨の答弁がありました。

第2点は、地方創生に向けた教育の在り方についてであります。

このことについて一部の委員から、これからの地方創生のためには、高等学校において、地域と一体となって、人材育成や産業振興等につながる教育が必要であるとするが、どのように取り組んでいるのかとただしたのであります。

これに対し理事者から、本年度は地域に根ざした事業として、地域に生き地域と共に歩む高校生育成事業の中で、それぞれの学校から出された地域活性化のアイデアを実現するための活動を実施している。

また、文部科学省では、来年度に地域との協働による高等学校教育改革推進事業を実施する予定であり、本県でも、実施を希望する学校が指定を目指して準備を進めている。

さらに、地域を担う心豊かな高校生育成事業により、地域の活性化、伝統行

事の継承、ボランティア活動など地域に根ざした活動に全ての高校で取り組んでいる旨の答弁がありました。

第3点は、子どもの性犯罪被害防止についてであります。

このことについて一部の委員から、県内におけるインターネットの利用に起因した子どもの性被害の現状と対策はどうかとただしたのであります。

これに対し理事者から、SNS等を通じて性的な被害に遭った児童は、県内では平成29年に13人で過去5年はほぼ横ばいで推移しているが、全国では増加傾向にある。県警では、少年の福祉を害する犯罪を検挙するとともに、学校や関係機関等と連携して、スマートフォン等へのフィルタリングの利用を促進するほか、情報モラル教室を、平成29年は236回実施している。

また、インターネット上で援助交際を求めるなど不適切な書き込みを行った少年に対し、サイバー補導を実施しており、今後も各種対策の推進により子どもの性被害を防止していきたい旨の答弁がありました。

このほか、

- ・国体における成績維持に向けた取組み
- ・県美術館における収蔵品の購入
- ・通学路を含む学校の安全対策
- ・障がい者雇用
- ・県内の交通死亡事故情勢と抑止対策
- ・サイバー犯罪対策

などについても、論議があったことを付言いたします。

以上で報告を終わります。